



## 第7節 河川等の保全と再生



### 現況と課題

県内の河川などの公共用水域の水質は、アユが棲める水質（BOD「生物化学的酸素要求量」3 mg/L以下）の河川の割合でみると、平成25年度は72%であり、更なる改善が求められています。

河川の汚濁原因の約7割は家庭からの生活排水です。特に、単独処理浄化槽やくみ取り便槽を使用している家庭の台所や風呂から出る未処理の排水（生活雑排水）は汚濁原因の約5割を占めています。河川の水質改善のためには、下水道の整備や合併処理浄化槽への転換を進め、生活排水処理人口の割合を高めることが重要です。

平成23年3月に改定した「埼玉県生活排水処理施設整備構想」では、平成37年度までに生活排水処理率100%達成を目標としています。生活排水処理率は年々伸びているものの、引き続き、下水道や合併処理浄化槽などの生活排水処理施設の整備を進めていく必要があります。

県民誰もが川に愛着を持ち、ふるさとを実感できる「川の国埼玉」の実現を目指し、平成20年度からの4年間に県内100か所で「川の再生」を図る「水辺再生100プラン」を進めました。あわせて、家庭からの生活排水対策や河川清掃活動などの県民運動を展開してきました。

平成24年度からは「水辺再生100プラン」のスポット的な水辺再生からステップアップし、市町村のまちづくりと一体となって、一つの川を上流から下流までまるごと再生する「川のまるごと再生プロジェクト」に着手しました。平成25年度は17の河川・農業用水でプロジェクトを展開しています。プロジェクトは市町村、住民、川の再生に取り組む団体、県などが連携して進めていくことが重要です。

川に恵まれた美しいふるさと埼玉を次世代に引き継ぐためには、地域で川の再生に取り組む「川の国応援団」などの活動を定着させていくことが重要です。「川

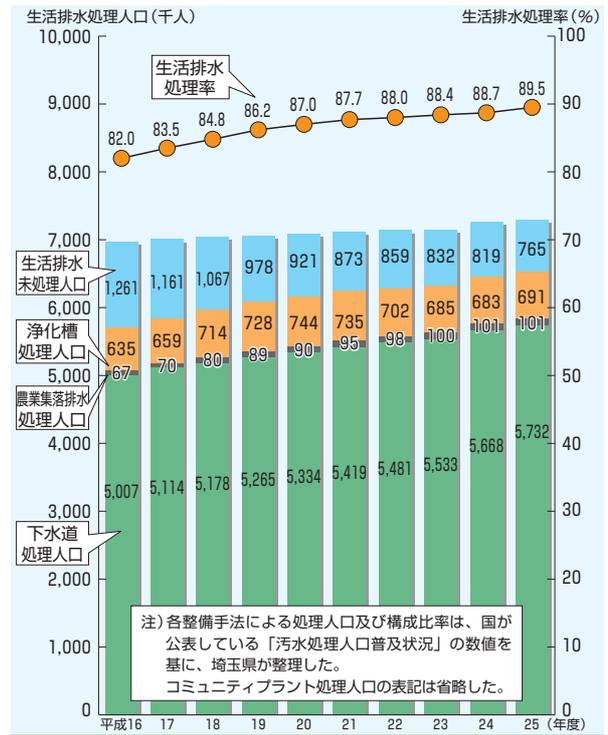


図2-7-1 生活排水処理人口・生活排水処理率の推移

の国応援団」は平成26年7月末現在で559団体が登録しており、県内各地で河川清掃や環境学習、生物調査などの様々な活動に取り組んでいます。

### 講じた施策

#### 1 河川等の水質保全

##### (1) 下水道等の整備の促進

埼玉県の平成25年度末の下水道普及率は、78.6%となりました。

県の流域下水道は、汚水と雨水を1つの管で排除するシステムを採用している市の公共下水道（さいたま市、川口市、上尾市、蕨市、戸田市、熊谷市、行田市、川越市、所沢市、久喜市）と連携し、雨天時における河川への汚濁負荷を削減するために、合流式下水道緊

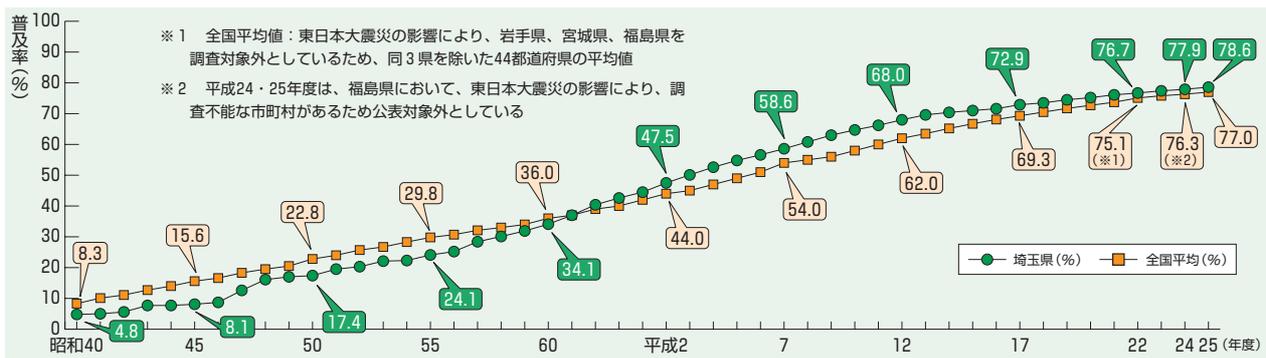


図2-7-2 埼玉県と全国の下水道普及率の推移

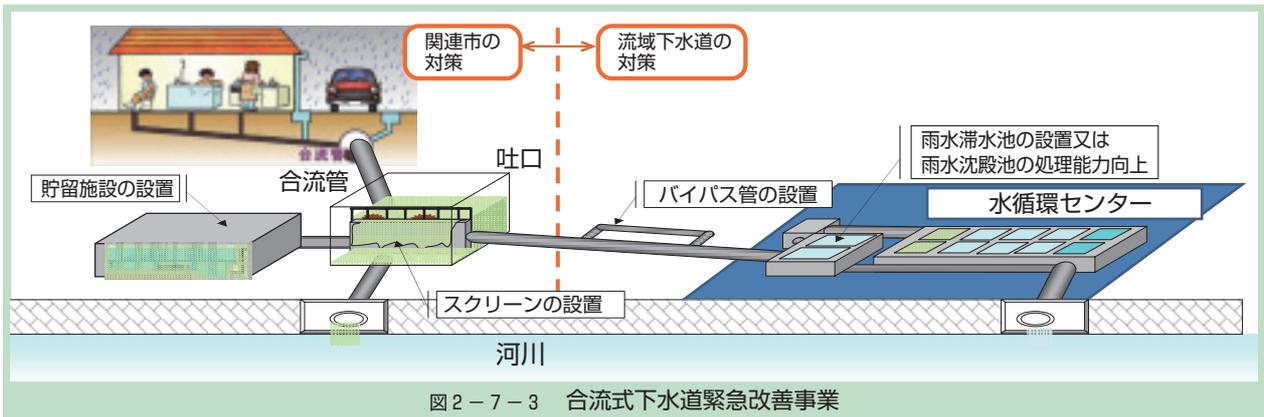


図2-7-3 合流式下水道緊急改善事業

急改善事業に取り組んでいます。

平成25年度に県では、下水を一時貯留する雨水滞水池や汚濁負荷量を削減する雨水沈殿池高度化施設の工事を実施しました。市の公共下水道では、貯留施設の設置やスクリーンの設置等を進めました。

さらに、東京湾の赤潮や青潮の原因となる窒素やリンを除去するため、県の荒川水循環センター等において高度処理対応の水処理施設を整備しています。

また、平成25年度末の農業集落排水施設の計画人口に対する普及率は97.8%となりました。

## (2) 合併処理浄化槽への転換促進など生活排水対策の推進

### ① 転換に対する補助制度の充実

単独処理浄化槽やくみ取り便槽を使用している家庭からの生活雑排水は、河川の汚濁原因の約5割を占めています。河川の水質改善のためには、単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への転換を進めることが必要不可欠です。

県では、平成23年度に全国トップレベルの補助制度を創設し個人負担の軽減を図るとともに、市町村が主体となって浄化槽を設置する市町村整備型の導入を促

進めています。この結果、平成22年度に622基であった補助基数は、平成25年度には48市町村1組合1,240基と約2倍に増えています。

### ② 浄化槽の維持管理の徹底

浄化槽が十分に機能を発揮するためには、適切な維持管理が不可欠です。

そこで、浄化槽管理者に対し維持管理や法定検査(定期検査)の受検について啓発・指導を行っています。

また、保守点検を行う業者が法定検査の業務を行う「指定採水員制度」を導入し、浄化槽管理者の利便を図り、法定検査が受けやすい環境を整えています。

### ③ 生活排水対策重点地域の指定

水質汚濁防止法に基づく生活排水対策重点地域として6流域(不老川流域、元小山川流域、中川上流域、赤平川流域、荒川上流域及び槻川・都幾川上流域)を指定しています。これらの地域では、行政と住民が一体となって生活排水対策を進めています。

## 2 川の再生の推進

### (1) 水辺空間の再生・創出

県では、県民誰もが川に愛着を持ち、ふるさとを実感できる「川の国埼玉」を名実ともに実現するため、水辺空間の再生・創出に取り組んでいます。

平成20年度を「川の再生元年」と位置付け、「清流の復活」「安らぎとにぎわいの空間創出」を目指して、水辺再生100プランを実施し、4年間で100か所の水辺を整備しました。

この事業では計画づくりから市町村、自治会の代表の方などと検討を行った結果、地域の方々が川に関心を持ち、整備後の維持管理も担っていただくなど、川の再生の活動が芽生えました。

平成24年度から着手した「川のまるごと再生プロジェクト」では、川の再生をさらに広めるため、市町村が実施するまちづくりと一体となってプロジェクトを進めることとしました。

このプロジェクトでは市町村、自治会の代表の方などとともに計画づくりを進めており、川の維持管理や利活用を通じて多くの県民が川に関心を持つよう、ま



図2-7-4 浄化槽設置基数と合併処理浄化槽基数の割合



ちづくりの取組と川の整備を合わせて検討し、計画のまとまった区間から工事に着手しています。

**(2) 川の再生に取り組む地域団体などへの活動支援**

地域で川の再生に取り組む「川の国応援団」は平成26年7月末現在で559団体が登録し、県内全ての市町村で、河川清掃、河川浄化、環境学習、生物調査などの活動を行っています。

県では、こうした「川の国応援団」の活動の定着と拡大を図るため、活動資機材の提供や貸出しなどの支援を行っています。

また「川の国応援団」相互の交流と情報共有を目的として、県内の団体が一堂に会する「川の再生交流会」や地元の団体が主体となって企画運営を行い他地域の団体と交流を深める「川の再生地域交流会」を開催しています。

**(3) 川の再生活動のリーダーの養成**

川の再生活動の新たなリーダーを育成し、団体全体のレベルアップを図るため、「川の国埼玉検定（中・上級編）」を実施しています。

「川の国埼玉検定（中・上級編）」は、川の再生活動の経験が5年以上ある方を対象に、専門的な知識を問う問題を出題しています。平成25年度は14名が受検し、上級合格者が9名、中級合格者が3名でした。

上級合格者は「川の国アドバイザー」として、川の国応援団に対する活動のアドバイスや環境学習の講師などを行う川の再生のリーダーとしての役割を担っています。平成25年度末で56名が川の国アドバイザーと

して登録しています。

**(4) 次世代の川の守り人の育成**

次世代の川の守り人を育成するため、子供たちの川への関心と知識を高める取組を行っています。

「川の国埼玉検定（入門編）」は埼玉の川や生活排水に関するパネルを見ながら問題に答えるもので、平成25年度は親子連れなど1,288名が参加し、全員が合格しました。

また、川の国応援団などが夏休みを中心に行う子供向けの川に親しむイベントを「川ガキ体験イベント」と位置付け、広報や保険加入などの支援を行っています。

さらに、「見る、聞く、嗅ぐ」などの五感を使うことにより、特別な器具を使わず身近な河川の評価ができる「五感による河川環境指標」の子供版「みんなの川のチェックシート」を作成し、環境学習などに活用しています。



写真2-7-1 みんなの川のチェックシート

**目標と進捗状況**

施策指標	目標設定時 (H22年度末)	現状値 (H25年度末)	目標値 (H28年度末)	指標の定義・選定理由
(再掲) アユが棲める水質の河川の割合	77%	72%	90%	(定義) 河川の水質測定地点のうちBODの年度平均値が3mg/L以下の測定地点の割合。 (選定理由) 日本で代表的な川の釣り魚で、清流に棲む印象が強い魚(アユ)を指標にすることで、県内の水質改善の状況を県民がイメージしやすくなることから、この指標を選定。
(再掲) 全国水質ワースト5河川(国土交通省直轄管理区間)	綾瀬川・中川	綾瀬川・中川	該当河川なし	(県議会による追加指標)
生活排水処理率	88.0%	89.5%	92.0%	(定義) 下水道、農業集落排水や浄化槽等の生活排水処理施設による生活排水処理人口の総人口に占める割合。 (選定理由) 生活排水処理率の向上により河川水質が改善されることから、この指標を選定。
県民が川の再生に取り組む河川の延長	371km	462km	550km	(定義) 県民が清掃などの川の再生活動を行っている県管理河川の延長。 (選定理由) 県民が川に愛着を持ち、共助による川の再生の取組が広がっていることを示す数値であることから、この指標を選定。

## 第8節 みどりの保全と再生



### 現況と課題

本県は首都圏に位置しながら、狭山丘陵や見沼田圃<sup>たんぼ</sup>、三富地域など、長年にわたり人々に親しまれてきた身近な緑が多く残されています。しかし、都市化の進展などにより、身近な緑は年々減少しこの30年間で東松山市の面積に相当する6,514haの平地林が消失しています。

こうした身近な緑は、生活に潤いと安らぎを与えるとともに、ヒートアイランド現象の緩和など多様な機能を有しています。そのため、都市近郊の貴重な緑地空間の保全・活用を進めるとともに、身近な緑を積極的に創出し、ゆとりと潤いのある空間を将来に引き継いでいく必要があります。



図2-8-1 過去30年間の平地林面積の推移

「特別緑地保全地区」や「近郊緑地保全区域」の指定をしています。また、優れた景観を有する樹林地等をふるさと緑を守り育てる条例に基づき「ふるさとの緑の景観地」に指定しています。

### (2) 公有地化の推進

相続の開始などで緊急に保全が必要で公有地化する以外に保全することが困難な場合に、県と市町村が協力して、ふるさとの緑の景観地等を取得し、平成4年から17.9haを公有地化しました。

また、都市周辺の多様な生き物が暮らす空間等や地域住民のオアシスとして親しまれる身近で貴重な緑を保全することを目的として、平成20年から3年間で5か所、3.7haの湧水地や平地林を公有地化し、まちのエコオアシスとして保全を行いました。

### (3) ふるさとの緑の景観地の維持・拡大

平成25年度末までに29地区、415haを指定しています。ふるさと緑の景観地においては、その保全と管理のための方針及びその他必要な事項を定める管理計画を策定することとしており、平成25年度末までに25地区において保全計画を策定しました。

### (4) 見沼田圃<sup>たんぼ</sup>の保全・活用

見沼田圃<sup>たんぼ</sup>の保全については、見沼田圃<sup>たんぼ</sup>の保全・活用・創造の基本方針に基づき、農地、公園、緑地等としての土地利用の指導を行うとともに、基本方針にそぐわない土地利用を防止するために公有地化を図りました。平成10年度から平成25年度までの公有地化面積は30.2ha（買取面積23.1ha、借受け面積7.1ha）となり、NPO等の団体に農地の管理を委託し農業体験イベントを開催しました。

また、見沼農業の活性化を図るため、担い手に対して農業経営及び栽培技術の指導を行うとともに青年農業者等の活動や各種イベントの開催を支援しました。

また、見沼田圃<sup>たんぼ</sup>における農地利用調整対策や都市住民連携対策事業を埼玉県農林公社に委託し、見沼緑陰大学を開催するなど見沼田圃<sup>たんぼ</sup>の特色を活かした都市近郊農業の育成を図りました。

さらに、公有化した農地の管理についても同公社に委託し、景観作物の栽培や収穫体験農園等の設置により利活用を図り、見沼田圃<sup>たんぼ</sup>内の公有化した農地の適正な維持に努めました。

### (5) 三富地域における循環型農業の維持継承

平地林管理活動の促進支援については、下草刈りや落ち葉掃きなど、平地林を良好に管理するための「ボランティア組織」である「さんとめねっと」の運営を

8

みどりの保全と再生

### 講じた施策

#### 1 身近な緑の保全の推進

##### (1) 特別緑地保全地区など地域制緑地の指定

優れた景観を形成している緑地は、潤いと安らぎのある都市環境の形成など多様な機能を有しています。これらの緑を保全するため、国や市町村に協力して

表2-8-1 地域制緑地<sup>※</sup>の指定状況

(平成25年度末現在)		
地域制緑地	地区数	面積 (ha)
特別緑地保全地区 (都市緑地法)	18地区	25.7
近郊緑地保全区域 (首都圏近郊緑地保全法)	5区域	5,232.0
うち近郊緑地特別保全地区	1地区	60.4
ふるさとの緑の景観地 (ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例)	29地区	415.00

※ 地域制緑地：一定の土地の区域に対して、良好な自然環境等の保全を図ることを目的に法律等でその土地利用を規制する緑地のこと。



支援しました。また企業やボランティアによる平地林保全活動を支援しました。(計920人参加)

さらに、農家の直接支援を希望する都市住民と、受入を希望する農家の方をマッチングする援農ボランティア制度の運営を行いました。(H25 ボランティア9名、受け入れ農家7戸)

三富地域を活動エリアとする生産者グループやNPO等による新たな取組の支援については、生産者が自ら、三富地域の農業の持続的発展のために行うPR活動などに対し支援を行いました(5団体)。

都市住民の農業体験促進については、都市住民に三富地域に足を運んでもらうため、農業体験ツアー等を合計3回開催しました(延べ参加者66名)。また都市住民に三富地域の歴史・文化に対する理解を深めてもらうことを目的とした、シンポジウムを開催しました(参加者260名)。

さらに、三富平地林で校外学習を行う学校の受け入れを行いました。(2校 計23名)

### (6) 都市農業の維持・発展

緑地空間の保全や市民交流を通じてコミュニティの場の提供、洪水緩和や災害時における防災空間など、都市にとって重要な農業の多面的機能の発揮を促進しました。

特に、都市農地の防災機能を効率的に発揮するため、地域における防災協定の締結促進を行い、11市(119か所、121,330㎡)が締結しています。

・朝霞市、草加市、志木市、和光市、新座市、北本市、川越市、富士見市、八潮市、三郷市、吉川市

## 2 身近な緑の再生(創出)の推進

### (1) 壁面緑化や屋上緑化などの施設緑化

都市のヒートアイランド現象を緩和するとともに、潤いのある空間を創出するため、壁面・屋上緑化や駐車場緑化などを進めています。平成25年度は、県内に



写真2-8-1 屋上緑化の例

広く緑化の普及啓発効果が望める8事業に対し、緑化に係る費用の一部を助成し、都市部に新たな身近なみどりを創出しました。

### (2) 校庭等の芝生化

未来を担う子供たちに身近な緑を体感させるとともに、けがの防止や砂塵対策などに寄与する幼稚園や保育園の園庭、小・中学校の校庭を対象に芝生化を進めています。平成25年度は、芝生化に取り組む私立の保育園8園、公立小学校3校に対して費用の一部を助成しました。



写真2-8-2 保育園の芝生化の例

### (3) 緑化計画届出制度の充実

「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」に基づき、「緑化計画届出制度」を平成17年10月から施行しています。敷地面積1,000㎡以上(平成24年3月までは3,000㎡以上)の建築行為を行う事業者は、一定規模以上の緑地を創出するなど、緑化基準を満たす緑化計画を作成し、県に届出するものです。

平成25年度は517件で61haの緑地の届出がありました。

### (4) 県有施設などの身近な場所の緑化

県有施設の緑化事業として、埼玉県立がんセンター新病院や埼玉県衛生研究所の植樹による緑化、県道上尾停車場線や県道羽生停車場線などまちのシンボルロードの植樹を進めました。

また、伊奈町中部公園など市町村の3施設で芝生や植樹による緑化を進めました。

### (5) 県営公園の整備

県民生活に潤いと安らぎを与える身近な緑の創出や憩いの場を提供するとともに、災害時の避難場所など、都市における良好な生活環境を保持するための大きな役割を持つ都市公園を整備しています。

平成25年度は、平成26年度末の供用区域の拡大に向け、しらこぼと公園(約12ha)及び権現堂公園(約2ha)の基盤整備を行った。

### 3 緑の保全・再生のための財源対策

緑の保全と再生を推進し、ゆとりと潤いのある自然環境を将来に引き継いでいくために、安定した財源として彩の国みどりの基金やさいたま緑のトラスト基金を適切に活用しています。

彩の国みどりの基金については、平成25年度に13億6,732万3,175円の積立てを行い、森林の整備・保全、身近な緑の保全・創出、県民運動の展開を図るために22事業を実施し、13億3,226万9,658円の基金を活用しました。平成25年度末の基金残高は17億9,580万1,252円となっております。

### 4 緑の保全・再生のための県民運動の推進

#### (1) 県民、市民団体、企業などとの連携による緑地保全の推進

みどりの再生を県民運動として推進するため、平成



写真 2-8-3 みどりの埼玉づくり県民提案事業による取組

21年度から一人一本植樹運動として卒業記念樹の配布やイベントでの植樹等を行っています。平成21年度から5年間の植樹本数は総計で約111万本となりました。

また、県民参加によるみどりの再生を図るため、「みどりの埼玉づくり県民提案事業」によりNPO等の民間団体が自発的に行う里山の保全や植樹など72の取組を支援しました。

#### (2) 彩の国みどりのサポーターズクラブの活動の充実

みどりの再生を県民運動として展開するため、「彩の国みどりのサポーターズクラブ」の仕組みにより、緑の保全や創出を進めている団体・企業等の活動を支援しました。

#### (3) さいたま緑のトラスト運動の拡大

県民、企業、団体からの寄附を主な資金とする「さいたま緑のトラスト基金」を利用し、11か所の緑のトラスト保全地を（公財）さいたま緑のトラスト協会に委託して保全管理を行っています。平成24年度にはトラスト保全12号地として上尾市の「原市の森」を取得し、平成25年度にはトラスト保全第13号地として伊奈町の「無線山・KDDIの森」を決定しました。

また、緑のトラスト運動の普及啓発及びトラスト基金の募金活動のため、トラスト写真コンクールや保全地におけるタケノコ掘り、自然観察会などの普及啓発イベントを実施するとともに、児童、生徒を対象にした緑の10円玉募金や企業・団体などへの募金活動を実施しました。

## 目標と進捗状況

施策指標	目標設定時 (H22年度末)	現状値 (H25年度末)	目標値 (H28年度末)	指標の定義・選定理由
緑の保全面積	488ha	509ha	542ha	(定義) 特別緑地保全地区及び近郊緑地特別保全地区の指定面積、緑のトラスト保全地の面積、公有地化した面積、ふるさとの緑の景観地指定面積の合計。 (選定理由) これらの緑地は、優れた自然や歴史的環境を有し、県として保全すべき緑地であることから、この指標を選定。
身近な緑の創出面積	576ha	838ha	1,060ha	(定義) 「彩の国みどりの基金」を活用した緑の創出面積及びふるさと埼玉の緑を守り育てる条例に基づく緑化計画届出制度による緑化面積の合計。 (選定理由) 身近な緑を創出する取組の成果を示す数値であることから、この指標を選定。
彩の国みどりのサポーターズクラブ入会団体数	77団体	182団体	200団体	(定義) 緑の保全・創出を進めたいと考えている団体・企業・個人が自由に参加できる彩の国みどりのサポーターズクラブの入会団体数。 (選定理由) 緑に関する活動に関心を持つ団体・企業等が、会員となり、自らの手で緑化活動を実践・実施することで、真の「県民ムーブメント」の拡大に繋がることから、この指標を選定。



## 第9節 森林の整備と保全



### 現況と課題

本県の森林は県土面積の約3分の1を占めており、スギ、ヒノキ等の針葉樹及びクヌギ、コナラ等の広葉樹が主体で、亜高山帯には貴重な原生林も残されています。

また、森林は木材を生産するだけでなく、水源の涵養<sup>かん</sup>や二酸化炭素の吸収・貯蔵など多くの重要な役割を果たしています。

しかし、間伐などの手入れが行き届かない人工林や燃料（薪炭）や堆肥としての利用がなくなり荒廃した里山・平地林が一部に見られます。一方で、本県の森林は大都市圏から近く、森林ボランティアの活動の場として活用しやすいことから、活動を希望する企業や団体が多くあります。

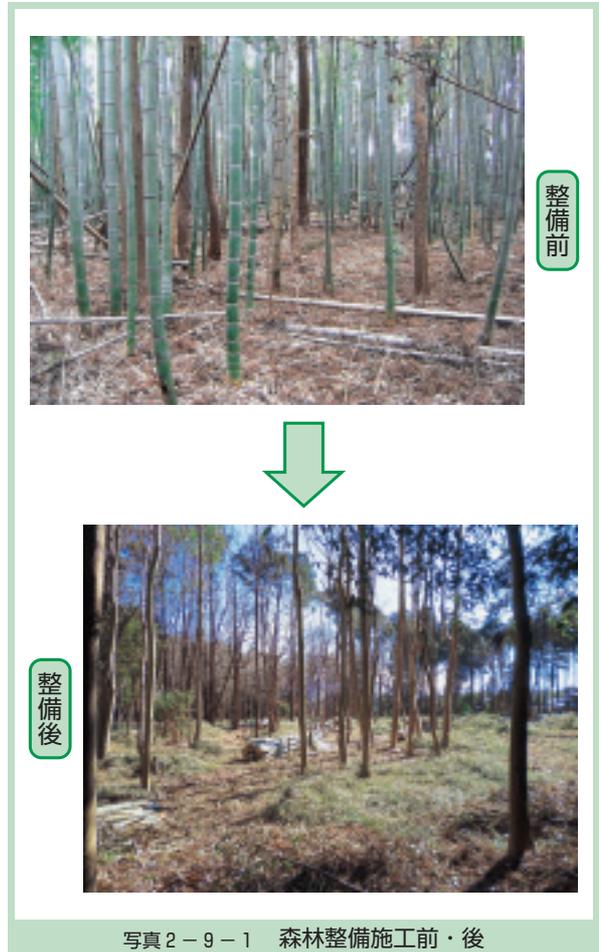
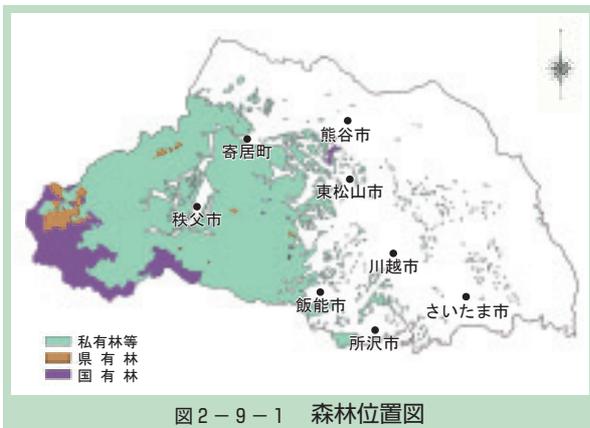
そこで、林業経営が難しく、森林所有者の努力だけでは管理が行き届かない森林については、公的整備も含めた適正な森林整備を進めるとともに、森林ボランティアの受入れ環境を整備することにより県民参加の森林づくりを進め、水源の涵養<sup>かん</sup>など森林の有する多面

的機能を十分に発揮させることが必要です。また、温暖化防止対策として公共施設や民間住宅などでの木材の利用拡大や地産地消を推進し、木材利用や木材輸送距離の短縮による二酸化炭素の貯蔵・排出削減を図ることが必要です。

### 講じた施策

#### 1 適正な森林整備と保全の推進

水源涵養<sup>かん</sup>や土砂災害防止など森林の有する公益的機能を持続的に発揮させるため、間伐や広葉樹の植栽などの森林整備を実施しました。特に平成20年度に創設した「彩の国みどりの基金」を活用し、浦山ダムなどのダム上流域の水源地域での森林整備や、竹やササが繁茂し荒れてしまった里山や平地林の再生などに取り組み、この基金を活用した事業により平成20年度から25年度までの6年間で5,060haの森林を整備しました。また、獣害防止対策としてシカによる造林木の食害を防護するための柵の設置やスギ花粉削減対策として間伐を中心としたスギの伐採や花粉の少ない品種への転換などに取り組みました。



9 森林の整備と保全

## 2 県民参加の森づくりの推進

将来にわたり森林の有する公益的機能を維持していくため、都市住民を含めた県民参加による森づくりを進め、平成25年度末までに、165の企業・団体が森づくりに参加しています。また、平成20年から埼玉県森づくりサポートセンターを立ち上げ、森づくりの相談業務、技術指導等を行う仕組みづくりを行い、新たに森づくり活動を希望する企業や森林ボランティア団体、学校などへの情報提供や支援を実施しています。

## 3 県産木材の利用促進

公共施設での利用拡大を図るため、学校、福祉施設で積極的に県産木材の利用を進めるとともに、市町村の施設に対しても、木材の調達方法や補助制度の導入などの支援を行いました。また、民間住宅における利用拡大を図るため、「県産木材住宅」の建設に取り組む「さいたま県産木材住宅促進センター」やNPO等の活動を支援しました。さらに、このような県産木材の利用拡大を図るためには、品質が確保された県産木材を安定的に供給する必要があることから、木材加工流通施設の整備等に対して支援しました。

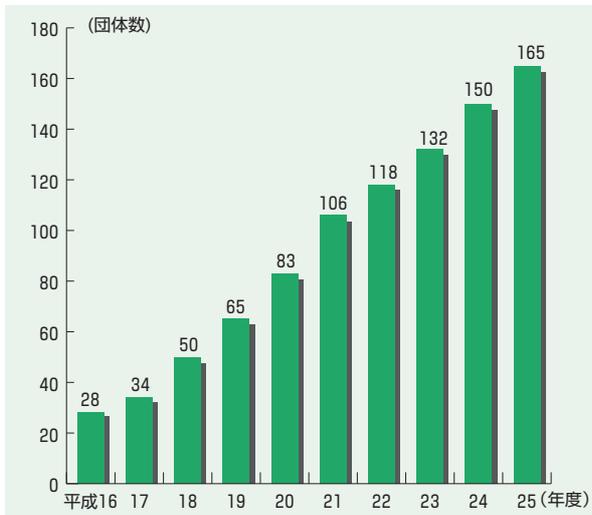


図 2-9-3 森林ボランティア活動に参加する企業・団体数



写真 2-9-2 県産木材で建築した公園管理棟  
(鴻巣市上谷総合公園東側管理棟)

## 目標と進捗状況

施策指標	目標設定時 (H22年度末)	現状値 (H25年度末)	目標値 (H28年度末)	指標の定義・選定理由
森林の整備・保全面積	—	4,554ha	14,000ha (H24~28年度)	(定義)人工林において、間伐、針広混交林、伐採跡地への植栽、下刈りなどの森林整備を実施した面積。 (選定理由)森林整備を通じて多様で健全な森づくりを進める必要があることから、この指標を選定。
森林ボランティア活動に参加する企業・団体数	118団体	165団体	220団体	(定義)森林をフィールドにして、植栽、下草刈り、間伐などのボランティア活動に参加する企業・団体の数。 (選定理由)森林の整備・保全等のボランティア活動を行う企業・団体が増加することは、県民が森林の多面的機能等を理解し、活用することの指標となることから、この指標を選定。
県産木材の供給量	75,000 m <sup>3</sup> /年	82,000 m <sup>3</sup> /年	111,000 m <sup>3</sup> /年	(定義)県内の森林から伐採・搬出され、製材工場などへ供給された木材量。 (選定理由)県産木材の利用を増やすことにより森林の循環利用が促進され、林業の収益力が向上することから、この指標を選定。



## 第10節 生物多様性の保全



### 現況と課題

本県では、近年、急激な都市化の進展による自然環境の変化が野生生物の生息・生育に大きな影響を及ぼし、多く種が絶滅の危機に瀕しています。「埼玉県レッドデータブック」に掲載する絶滅したり、絶滅の恐れがある野生生物は動物787種、植物1,031種となっています。

一方で、ニホンジカやイノシシ等一部の野生動物の個体数が年々増加し、生息地域の森林生態系に影響を与え、さらに中山間地域における人口減少などが加わり、農業に大きな被害を与えています。また、ブラックバスやアライグマ等外来生物も増えており、生態系への悪影響も懸念されています。

多様な生物によって構成される生態系は、様々な恵みを人間にもたらすとともに全ての生物の生存基盤となっています。生物多様性を将来にわたって損なうことなく自然と人間との共生の確保が求められています。

県内の自然環境において、多くの種類の野生生物を絶滅から守り、生物多様性を保全していくためには、希少野生動植物の保護、野生鳥獣の管理、外来生物対策など様々な取組が必要です。

### 講じた施策

#### 1 生物多様性保全の全県展開

##### (1) 生物多様性保全県戦略の普及啓発

県の生物多様性の保全に向けての基本的な考え方をまとめた「生物多様性保全県戦略」を平成20年3月に策定しました。また、概要版「生物多様性を考えよう」を配布し、県民、事業者、行政など社会を構成するあらゆる主体が連携、協力し活動の輪を広げ、地域の生物多様性を高める取組を促しています。

##### (2) 県民による生物多様性保全活動の推進

###### ① 県民参加生き物モニタリング調査の実施

県内に生息・生育する野生生物の偏移をデータ化するため、環境保護団体等を主体として調査を実施し、平成25年度は33地点分の基礎データを集積しました。

###### ② 埼玉県希少野生動植物保護推進員との連携

保護推進員8名を委嘱し、「埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例」で指定する「県内希少野生動植物種」の自生地での定期巡回及び生息・生育状況の報告や意見交換会などを行い保護を推進しています。

###### ③ 生物多様性保全活動への支援

保全活動団体の知識向上や活動の活性化のために「埼玉県生物多様性保全活動団体登録制度」を設け、登録団体の活動内容を県のホームページで紹介したり、新たな活動に取り組んだ団体等に対してその活動費用を助成しました。

###### ④ 傷病野生鳥獣保護ボランティアとの連携

傷病野生鳥獣を治療するため、県獣医師会に委託して、平成25年度は50の保護診療機関を指定し、804羽(頭)を治療しました。

さらに、治療後の鳥獣が再び自然に復帰できるまで保護する傷病野生鳥獣保護ボランティア事業を実施しており、平成25年度は、84名を保護ボランティアに委嘱して、野生復帰を目指した保護を行いました。

###### ⑤ 埼玉県自然公園指導員等との連携

自然公園指導員68名を委嘱し、公園利用のマナー向上、自然解説等、利用者の事故の予防、情報提供等を行っています。

## 2 県内希少野生動植物種の保護管理

### (1) 埼玉県レッドデータブックの発行

保護対策の基礎資料として、絶滅の危機に瀕している野生生物の評価を行い、その生育状況をまとめたレッドデータブックを作成しています。概ね6年ごとに見直しを行い、現在、3訂版となる「埼玉県レッドデータブック2008動物編」、「埼玉県レッドデータブック2011植物編」を発行し、県民に情報を公開しています。

### (2) 種の保護増殖対策

多様な種の野生生物を県民共通の財産として次代に継承するため、「埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例」を平成12年3月に制定しました。平成12年12月にムサシトミヨ、サクラソウなど17種、平成13年12月にはトダスゲなど5種を県内希少野生動植物種に指定し、現在、22種(動物3種、植物19種)の捕獲・採取を制限しています。また、保護管理事業計画を策定した15種については重点的に保護増殖に取り組んでいます。

また、オオタカの保護のため生息状況調査を実施しています。

10

生物多様性の保全



写真2-10-1 ムサシトミヨ



写真2-10-2 トダスガ

### 3 野生鳥獣の適正な保護管理

#### (1) 野生鳥獣による生態系などの被害防止

県の鳥獣保護に関する施策の推進を図るため、「人間と鳥獣との共生」や「生物多様性の保全」を基本理念とする第11次鳥獣保護事業計画（計画期間：平成24年～平成28年度）を平成23年度に策定し、対策を進めています。特に、生息域の拡大により生態系や農林業への被害が著しいニホンジカ、イノシシについては、第3次特定鳥獣保護管理計画（計画期間：平成24年～平成28年度）に基づき、ニホンジカ、イノシシの狩猟期間の延長（1か月）、ニホンジカの狩猟捕獲頭数制限の緩和等の対策を実施しています。

また、鳥獣の生息環境を保全整備し、狩猟の適正化を図るため、平成25年度末現在、鳥獣保護区65か所30,452ha、特定猟具使用禁止区域（銃）127か所206,241.4ha等を指定しています。鳥獣保護区は、鳥獣の保護を図るために指定するもので、区域内では特に許可を得た場合を除き狩猟を禁止しています。特定猟具使用禁止区域（銃）は、危険の予防又は静穏の保持のために指定するものです。

#### (2) 野生鳥獣生息状況調査や狩猟などによる個体数管理

森林生態系や農林業被害に大きな影響を与えているニホンジカの生息数や生息密度を把握するためのニホンジカ生息状況調査や県内の水産業被害等に影響を与えているカワウの生息数を把握するためのカワウ生息状況調査などを行いました。また、県内のガン、カモ、ハクチョウ類の冬季生息状況等を把握するためガンカモ科鳥類生息調査を平成26年1月11日～13日を中心に県内168か所の河川、池沼、湿地等で行い、19種29,387羽の生息を確認しました。

狩猟及び有害鳥獣捕獲によって、平成25年度は、イノシシ680頭、ニホンジカ1,570頭、カワウ95羽を捕獲しました。

#### (3) 野生鳥獣を保護管理する担い手の育成確保

野生鳥獣被害を防止する役割を担う狩猟者の資質の向上を図り、狩猟の一層の適正化を図るため、狩猟免許試験、適性検査等を実施しており、平成25年度は新たに215件の狩猟免許を交付するとともに、529件の狩

猟免許を更新しました。平成25年度末の有効免許所持者件数は4,784件です。

鳥獣保護員（平成25年度は84人）を設置し、狩猟の取締り、鳥獣の生息状況調査などを行いました。

鳥獣保護思想の普及啓発を図るため、愛鳥週間ポスターの原画の募集を行い、平成25年度は546点の応募がありました。



写真2-10-3 狩猟免許試験

#### (4) 野鳥における鳥インフルエンザ等対策の実施

野生鳥獣の異常死が確認された場合、関係機関と協力して、死因の究明に努めるとともに、住民に不安が生じないように適切に対応しました。平成25年度に実施した死亡野鳥等の調査は12件で、鳥インフルエンザの簡易検査・確定検査の結果はすべて陰性でした。

また、早期発見のためガンカモ類の糞便採取調査を4回実施し、全て陰性でした。

### 4 侵略的外来生物の計画的駆除

#### (1) 外来生物の情報収集及び駆除

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」に基づき特定外来生物に指定されている生物のうち、県内において生態系や人の生命・身体及び農林水産業への被害防止対策が必要な生物は、アライグマ、カミツキガメ、コクチバス、オオクチバス、ブルーギルの5種類です。

本県の生物多様性が将来にわたって損なわれることがないように被害防止のため駆除を実施しています。



写真2-10-4 カミツキガメ



写真2-10-5 ブルーギル



(2) アライグマの計画的捕獲

アライグマについては、平成19年に策定した「埼玉県アライグマ防除実施計画」の見直しを行い、計画期間を平成33年3月まで延長するとともに、県内全ての市町村と連携して計画的な防除を進めています。



写真2-10-6 アライグマ



図2-10-1 アライグマの捕獲頭数の推移



**ミヤマスカシユリ**  
秩父地域で最初に発見。夏に5～10cmほどの橙色の花が咲く。



**チチブイワザクラ**  
秩父の武甲山に固有の植物で、石灰岩の割れ目や岩棚でわずかに生息。



**ソボツチスガリ**  
秩父地域と県北部のごく限られた場所に生息するハチの仲間。



**ムカデラン**  
秩父地域の岩場に生育する常緑の多年草で、細長い葉がムカデにみえる。



**オニバス**  
加須市（旧北川辺町）の水路で休眠していた種子から復活した。



**サワトラノオ**  
県中央地域の湿地に生育する多年草で、小さな白い花が穂になって咲く。

写真2-10-7 県内の主な希少野生動植物種

目標と進捗状況

施策指標	目標設定時 (H22年度末)	現状値 (H25年度末)	目標値 (H28年度末)	指標の定義・選定理由
希少野生動植物の保全など生物多様性保全活動に取り組む団体数	38団体	86団体	200団体	(定義) 希少野生動植物種の保護・増殖活動、生き物モニタリング調査、外来生物の駆除活動のいずれかの活動を行っている団体で、活動内容を県に登録している団体数。 (選定理由) 生物多様性保全に関する県民運動の拡大の規模を示す数値であることから、この指標を選定。
希少野生動植物の保護増殖箇所数	54か所	82か所	90か所	(定義) 希少野生動植物の保護に関する条例で、県内希少野生動植物に指定されている種の保護増殖箇所数。 (選定理由) 県内希少野生動植物に指定されている種を保全していくためには、保護増殖の取組を推進していく必要があることから、この指標を選定。